

【労働基準監督官の募集】

厚生労働省では、一般の国家公務員試験とは別に、毎年、「労働基準監督官」採用試験を実施しています。

New！ 平成29年度試験からさいたま市が試験地として追加されました。

労働基準監督官とは

労働基準監督官とは、労働者が安心して働ける職場環境を実現するため、事業主に法令を遵守させることにより、労働条件の確保・向上や労働者の安全・健康の確保を図り、また、不幸にして労働災害にあわれた方に対する労災補償の業務を行うことを任務とする専門職の国家公務員であり、原則として労働基準監督官試験の合格者から任用されます。

労働基準監督官採用試験について

労働基準監督官A（法文系）、労働基準監督官B（理工系）のそれぞれの試験区分があります。

詳細は労働基準監督官採用試験パンフレット、受験案内をご覧ください。

また、人事院ホームページにおいても試験情報を掲載しています。

厚生労働省ホームページ（労働基準監督官採用試験）

<http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

労働基準監督官採用試験パンフレット

http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/dl/kantokukan_pamphlet.pdf

労働基準監督官採用試験受験案内

http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan_annai.pdf

人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報 NAVI）

<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

「試験情報」>「院卒者試験・大卒程度試験情報」の「専門職試験」に「労働基準監督官採用試験」の案内があります。

任官後について

厚生労働省、都道府県労働局及び全国各地の労働基準監督署に配置され、事業場への指導監督を行うなど労働基準行政の中核的業務を担います。

なお、将来的には生活の本拠となる都道府県労働局及びその管下の労働基準監督署を中心に勤務することになります。

労働基準監督官の業務について

労働基準監督官は、関係法令に基づき、次のような業務を行っています。

臨検監督

労働基準法、労働安全衛生法などの法令に基づいて、定期的にあるいは労働者からの相談などを契機として、工場や事業場に立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件などについて調査を行い、法令違反が認められた場合には事業主に対してその改善を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについてはその場で使用停止などを命ずる行政処分を行います。

司法警察業務

労働基準法、労働安全衛生法などには罰則が設けられており、事業主などがこれらの法令に違反し、これが重大・悪質な場合には、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき特別司法警察員として犯罪捜査を行い、検察庁に送検します。

災害調査

工場や工事現場などにおいて、重篤な労働災害が発生した場合、直ちに発生現場に赴いて災害の発生状況やその原因などについて調査し、再発防止について必要な指導を行います。

安全衛生業務

労働災害を防止するための労働災害発生状況の把握・分析を行うとともに、同種災害を防止するための事業場に対する指導、労働安全衛生法に基づく、一定の機械の設置等に関して届け出られた計画の審査やクレーンの検査等、さらに、過重労働による健康障害防止対策や職場におけるメンタルヘルス対策、アスベストによる肺がん・中皮腫、有機溶剤中毒、化学物質による健康障害など各種の職業性疾病防止対策を行います。

労災補償業務

労働者災害補償保険法に基づき、業務上の事由または通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して、請求された個々の事案ごとに調査・認定を行い、必要な保険給付の支給や社会復帰促進等事業を行います。

労働基準監督官についてもっと知りたい方は、厚生労働省ホームページ（前掲）をご覧ください。

厚生労働省ホームページ（労働基準監督官採用試験）

<http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>